

## 第57号議案

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

他の行政機関等から迅速に特定個人情報の提供を受けること等により行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|       |  |
|-------|--|
| 14 市長 | 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの          |
| 15 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による特定健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2中

「

地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の

給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。)又は春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費の支給に関する情報(以下「重度障害者医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの

地方税関係情報、住民票関係情報、障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、春日市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する情報(以下「こども医療費関係情報」という。)又は重度障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、こども医療費関係情報又はひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等

の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。)又は春日市重度障害者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療

費の支給に関する情報(以下「重度障害者医療費関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、春日市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報(以下「子ども医療費関係情報」という。)、重度障害者医療費関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情

報、障害者自立支援給付関係情報、こども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 12 市長 | 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの           | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 13 市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの                           |

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。